

漁業部門における労働に関する勧告（第百九十九号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに召集されて、二千七年五月三十日にその第九十六回会期として会合し、

千九百六十六年の職業訓練（漁船員）に関する勧告（第百二十六号）に留意し、

千九百二十年の労働時間（漁船員）に関する勧告（第七号）を改正する二千五年の漁業労働勧告（第百九十六号）を代替する必要性を考慮し、

前記の会期の議事日程の第四議題である漁業部門における労働に関する提案の採択を決定し、

その提案が、二千七年の漁業労働条約（以下「条約」という。）を補足し、及び二千五年の漁業労働勧告（第百九十六号）を代替する勧告の形式をとるべきであることを決定して、

次の勧告（引用に際しては、二千七年の漁業労働勧告と称することができる。）を二千七年六月十四日に採択する。

第一部 漁船における労働条件

年少者の保護

- 1 加盟国は、漁船における労働についての訓練に関する国際文書（職業上の安全及び健康の問題、例えば、夜間労働、危険な職務、危険な機械を伴う労働、重い船荷の手動による取扱い及び運搬、高い緯度における労働、過度な労働時間、危険性の評価の後に特定された他の関連する問題を含む。）を考慮して、漁船において労働する十六歳から十八歳までの者の陸上における訓練のための要件を定めるべきである。
 - 2 十六歳から十八歳までの者の訓練は、権限のある機関が定める規則に従って運営され、及び当該機関が監視する見習又は認められた訓練課程への参加により行われ、並びに個人の一般的な教育を妨げるべきでない。
 - 3 加盟国は、十八歳未満の者を乗せている漁船に備え置く安全設備、救命設備及び救命用品が当該者の大きさに適当なものであることを確保するための措置をとるべきである。
 - 4 十八歳未満の漁業者の労働時間は、一日当たり八時間及び一週間当たり四十時間を超えるべきでない。
- また、当該漁業者は、安全上の理由のためにやむを得ない場合を除くほか、時間外労働を行うべきでない。

5 十八歳未満の漁業者は、すべての食事のために十分な時間及び一日の主な食事のために少なくとも一時間の休息の時間を確保されるべきである。

健康検査

6 加盟国は、健康検査の内容を定める場合には、検査を受ける者の年齢及び従事する職務の性質に対して十分な考慮を払うべきである。

7 健康証明書には、権限のある機関が認める医師が署名すべきである。

8 健康検査の結果、漁船若しくは特定の種類の漁船における労働又は特定の種類の船舶における労働に適さないと決定される場合には、漁船の所有者又は漁船の所有者若しくは漁業者の団体に対して独立した医事審査員による新たな検査を求めることができるような措置がとられるべきである。

9 権限のある機関は、海上において労働する者の健康検査及び健康証明に関する国際的な指針（国際労働機関（ILO）及び世界保健機関（WHO）の船員のための陸上の及び定期的な身体適性の検査のための指針等）を考慮すべきである。

10 権限のある機関は、条約において健康検査に関する規定の適用から除外される漁業者について、職業上

の安全及び健康のため、保健監視を提案するための適当な措置をとるべきである。

能力及び訓練

11 加盟国は、次のことを行うべきである。

(a) 船長、航海士、機関士その他の漁船において労働する者について要求される能力を決定するに当たり、漁業者の訓練及び能力に関して一般的に受け入れられている国際的基準を考慮すること。

(b) 漁業者の職業訓練に関して、調整を含む国家計画及び運営、財務及び訓練の基準、職業訓練の前及び労働している漁業者のための短期の課程を含む訓練課程、訓練の方法並びに国際協力の事項を取り扱うこと。

(c) 訓練の参加に関して差別を設けてはならないことを確保すること。

第二部 勤務条件

勤務の記録

12 各契約の終わりに、当該契約に関する勤務の記録は、関係する漁業者の利用に供すべきであり、又は漁業者の勤務記録簿に記入されるべきである。

特別措置

- 13 権限のある機関は、条約の適用範囲から除外されている漁業者について、当該漁業者の労働条件及び紛争解決手段に関して十分な保護を与えるための措置をとるべきである。

漁業者への支払

- 14 漁業者は、定める条件に基づき賃金に対する前払を受ける権利を有すべきである。
- 15 すべての漁業者は、長さ二十四メートル以上の漁船について、国内法令又は労働協約に従い、最低限度の支払を受ける権利を有すべきである。

第三部 設備

- 16 要件又は指針を定める場合には、船舶内において労働し、又は生活する者に関する設備、食料、健康及び衛生について関係する国際的な指針（国際食糧農業機関（FAO）、国際労働機関（ILO）及び国際海事機関（IMO）の漁業者及び漁船のための安全の規準並びにこれらの機関の小型漁船の設計、建造及び装備に関する自主的な指針の最新版を含む。）を考慮すべきである。

- 17 権限のある機関は、漁船内における安全及び健康のための居住設備並びに食料に関する教材、船内の情

報及び指針を作成し、及び配布するため、関連する団体及び機関と協力すべきである。

- 18 権限のある機関が要請する乗組員の居住設備の検査は、最初の検査若しくは定期的な検査又は他の目的のための検査と共に実施すべきである。

設計及び建造

- 19 熱が生ずる乗組員の居住設備の上の曝露^{ばく}甲板並びに寢室、食堂及び機関区域のケーシングの外部の隔壁並びに調理室及び他の区域の境界の隔壁については、必要に応じ、寢室、食堂、娯楽室及び通路の結露又は過熱を防止するため、十分な防熱を施すべきである。

- 20 蒸気又は熱湯の配管の熱の影響から保護すべきである。主な蒸気管及び排気管は、乗組員の居住区域又は当該区域に通ずる通路を通るものであってはならない。これを避けることができない場合には、管には、適切に防熱を施し、かつ、覆いを設けるべきである。

- 21 居住区域において使用する資材及び備品は、湿気を通さないものであり、容易に清潔に保つことができ、及び害虫の潜むおそれのないものであるべきである。

騒音及び振動

22 権限のある機関が定める作業区域及び居住区域についての騒音は、作業場における周囲の要素への曝露^{ばく}の水準に関する国際労働機関の国際的な指針並びに適当な場合には、船舶内で受け入れられる騒音についての改正及び補足的な文書と共に国際海事機関が勧告した特別の保護に適合すべきである。

23 権限のある機関は、権限のある国際団体並びに漁船の所有者及び漁業者の団体の代表と共に並びに必要に応じ関連する国際的な基準を考慮の上、実行可能な限り、振動の悪影響からの漁業者の保護を改善するため、漁船における振動の問題を継続的に検討すべきである。

(1) その検討には、漁業者の健康及び快適さについて過度の振動への曝露^{ばく}が及ぼす影響並びに漁業者を保護するために漁船内の振動を軽減させるために定められ、又は勧告された措置を含めるべきである。

(2) 振動及びその影響を軽減させるための考慮すべき措置には、次のものを含めるべきである。

- (a) 振動への長期の曝露^{ばく}による健康に対する危険についての漁業者への指導
- (b) 必要な場合には、漁業者のための承認された個人用保護具の提供
- (c) 作業場及び居住区域における曝露^{ばく}の相違を考慮の上、国際労働機関の作業場における周囲の要素についての実施基準及びその改正によって定める指針に従ってとる措置により行われる寝室、食堂、娯

楽設備、供食設備及び他の漁業者の設備における危険性及び曝露^{ばく}の軽減の評価

暖房

24 暖房装置は、勤務中に予想される気象及び気候の通常の下で、権限のある機関が定める満足すべき基準で乗組員の居住区域の温度を維持することができるものであるべきであり、また、漁業者の安全若しくは健康又は船舶の安全を損なうことのないように設計されるべきである。

照明

25 照明の方法は、漁業者の安全若しくは健康又は船舶の安全を損なうものであるべきでない。

寝室

26 各寝台には、クッションのある床付きの快適なマットレス又は結合したクッションのあるマットレス（バネ底を有するマットレス又はバネ付きのマットレスを含む。）を備えるべきである。クッション材質は、承認された材質で造られるべきである。寝台は、一の寝台に他の寝台を越えてしか行けないような方法で横並びに設置すべきでない。二段の寝台において下方のものは、床の上方三十センチメートル以上に置くべきであり、また、上方の寝台には、防じん底を設置し、及び下方の寝台の底部と横梁^{はり}の下部との間

のほぼ中央に置くべきである。寝台は、二段を超えて配置すべきでない。船側に沿って設置する寝台の場合には、舷窓^{げん}が寝台の上にある場合には、一段のみとすべきである。

27 寝室は、舷窓^{げん}用のカーテン、鏡、化粧用品用の小キャビネット、書棚及び十分な数のコート掛けを備えるべきである。

28 乗組員の寝室については、実行可能な限り、当直別に分け、昼間就労の乗組員と当直とが同室とならないように措置をとるべきである。

29 長さ二十四メートル以上の船舶においては、男女のために個別の寝室を設けるべきである。

衛生設備

30 衛生設備の区域には、次に掲げるものが設けられるべきである。

(a) 容易に洗浄することのできる承認された耐久性のある材質の床であって、湿気を通さず、及び適切に排水されるもの

(b) 鋼鉄その他の承認された材質の隔壁であって、甲板より少なくとも二十三センチメートルの上方まで水密のもの

(c) 十分な照明、暖房及び通風

(d) 適当な大きさの汚物管及び排水管であつて、障害の危険性を最小とするよう、かつ、洗浄を容易にするように建造されたもの。これらの管は、清水又は飲料水のタンクを通るべきでなく、また、実行可能な場合には、食堂又は寢室の頭上の位置も通すべきでない。

31 便所は、承認された基本型とし、及び十分な流水を設けるものとし、常に独立して操作することができ
るものであるべきである。便所は、実行可能な場合には、寢室及び洗面室に近い場所とするが、個別に設
けるべきである。区画室に二以上の便所がある場合には、プライバシーを確保するため、十分に遮へいす
べきである。

32 男女のために別個の衛生設備を設けるべきである。

娯楽設備

33 娯楽設備が必要な場合には、備品には、少なくとも、書棚並びに読書用、筆記用及び実行可能な場合に
は遊戯用の設備を含むべきである。娯楽設備及びサービスは、技術、運用その他の進歩の結果から生ずる
漁業者の必要性の変化に照らして、これらが適切であることを確保するため頻繁に見直しを行うべきであ

る。実行可能な場合には、漁業者に対する無料の設備に次のものを含めることに考慮を払うべきである。

- (a) 喫煙室
- (b) テレビジョンの視聴及びラジオ放送の受信
- (c) 映画フィルム又はビデオフィルムの映写（航海の期間について適切な本数を備え、必要な場合には、相当な間隔で交換する。）
- (d) 運動用具（体操用具、テーブル遊戲用具及び甲板デッキ遊戲用具を含む。）
- (e) 職業に関連する本その他の本を含む図書館（航海の期間について適切な冊数を備え、相当な間隔で交換する。）
- (f) 娯楽で手工芸品を作成するための設備
- (g) 電子機器、例えば、ラジオ、テレビジョン、ビデオレコーダー、デジタルビデオディスクプレーヤー及びコンパクトディスクプレーヤー、パーソナルコンピュータ及びソフトウェア、カセットレコーダー及びカセットプレーヤー

食料

34 料理士として雇用される漁業者は、船内におけるその職務上の地位のために訓練され、及び資格を有すべきである。

第四部 医療、健康の保護及び社会保障

船内の医療

35 権限のある機関は、危険に対して適当な漁船に備え置くべき医療用品及び医療機器の一覧表を作成すべきである。そのような一覧表には、目立たないもので環境を害しない廃棄物用装置と共に、女子のための衛生保護用品を含めるべきである。

36 百人以上の人員を収容する漁船には、船内に資格のある医師を有すべきである。

37 漁業者は、適用のある国際文書を考慮の上、国内法令に従い基本的な応急医療の訓練を受けるべきである。

38 医療に関する標準的な報告書の形式は、疾病又は傷害の場合における個々の漁業者と漁船及び陸上との間の医療情報の秘密の交換を容易にするため、特別に作成されるべきである。

39 長さ二十四メートル以上の船舶については、条約の第三十二条の規定に加えて、次のことを考慮すべき

である。

(a) 権限のある機関は、船内に備え置く医療機器及び医療用品を定める場合には、国際労働機関（ILO）、国際海事機関（IMO）及び世界保健機関（WHO）の国際船舶医療手引書並びに世界保健機関（WHO）の必携医薬品のモデルリストの最新版に含まれるような勧告等この分野における国際的な勧告並びに医療の知識及び認定された医療の方法の発展に考慮すべきであること。

(b) 医療機器及び医療用品の検査は、十二箇月を超えない間隔で行われるべきである。検査官は、すべての医薬品の効力を失う日及び備蓄の状況を検査し、医療箱の内容を掲げ、かつ、国内で使用される医療手引書に適合するようにし、並びに医療用品が使用されるすべての商標に加え、一般的な名称、効力を失う日及び備蓄の状況を表示するよう確保すべきであること。

(c) 医療手引書は、医療機器及び医療用品の内容がどのように使用されるのか説明し、並びに医師以外の者が無線通信又は衛星通信の双方によって医学的助言を受ける場合及び受けない場合に傷病者を看護することができるように作成されるべきである。この手引書は、この分野における国際的な勧告（国際労働機関（ILO）、国際海事機関（IMO）及び世界保健機関（WHO）の国際船舶医療手引書並びに

国際海事機関（ＩＭＯ）及び世界保健機関（ＷＨＯ）の危険物による事故の際の応急医療の手引書の最新版に含まれる内容を含む。）を考慮して、作成すべきであること。

- (d) 無線通信又は衛星通信によって提供される医学的助言は、掲げる国旗にかかわらずすべての船舶に対して無料で利用可能とすべきであること。

職業上の安全及び健康

調査、情報の普及及び協議

- 40 加盟国は、漁業者の安全及び健康の不断の改善に資するため、職業上の安全及び健康の分野における技術の進歩及び技術的な知識並びに関連する国際文書を考慮に入れて、職業上の安全及び健康に関する資料の収集、配布、調査及び分析について定める漁船内の事故の防止のための政策及び計画を有すべきである。

- 41 権限のある機関は、すべての関係者が、この分野における国内の、国際的な及び他の発展並びに加盟国を旗国とする漁船についてそれらを適用することの可能性について、常時、通報を受けることを確保するため、安全及び健康の問題に関する定期的な協議を確保するために措置をとるべきである。

42 権限のある機関は、漁船の所有者、船長、漁業者及びその他の関係者が、十分かつ適当なガイダンス、訓練用教材又は他の適当な情報を受領することを確保する場合には、関連する国際的な基準、規範、ガイダンス及び他の情報を考慮すべきである。考慮するに当たり、漁業部門における安全及び健康に関する国際的な研究及びガイダンス（漁船における労働について適用される職業上の安全及び健康の全般における関連する調査を含む。）に精通し、及びこれを利用すべきである。

43 特定の危険に関する情報は、指導若しくはガイダンスを含む公の情報又は他の適当な方法により、船舶内のすべての漁業者及び他の者に通知すべきである。

44 職業上の安全及び健康に関する合同委員会を次の場所において設置すべきである。

(a) 陸上

(b) 権限のある機関が、協議の上、船舶内の漁業者の人数に照らして実行可能であると決定した場合に
は、漁船内

職業上の安全及び健康に関する管理制度

45 権限のある機関は、漁業部門における職業上の安全及び健康に関する方法及び計画を作成する場合に

は、職業上の安全及び健康に関する管理制度に関連する国際的なガイダンス（職業上の安全及び健康に関する管理の仕組みに関する指針（ILO・OSH二千一）を含む。）を考慮に入れるべきである。

危険性の評価

46 (1) 漁業に関連する危険性の評価は、適当な場合には、漁業者又はその代表者が参加して行われるべきであり、また、当該評価には、次のものを含めるべきである。

(a) 危険性の評価及び管理

(b) 国際海事機関が採択した千九百九十五年の漁船の職員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW-F 条約）の第三章の関連規定を考慮した訓練

(c) 漁業者の船舶内の指示

(2) 加盟国は、(1)(a)の規定を実施するため、協議の上、次の事項を義務付ける法令の制定その他の措置をとるべきである。

(a) 危険性を継続的に特定し、危険性を評価し、及び安全管理によって危険性に対応する措置をとることにより、安全及び健康の改善においてすべての漁業者が定期的及び積極的に参加すること。

(b) 職業上の安全及び健康に関する制度であつて、職業上の安全及び健康に関する政策、漁業者の参加についての規定並びに当該制度を組織化し、計画し、実施し、及び評価すること並びに当該制度を改善するために措置をとることに關する規定を含むことができるもの

(c) 安全及び健康に関する政策の実施を支援し、並びに安全及び健康に関する事項に影響を及ぼす討議の場を漁業者に提供するための制度。船舶内の防止の手續は、危険及び潜在的な危険の特定並びにこれらの危険を減少させ、又は除去するための措置の実施に漁業者が参加するように作成されるべきである。

(3) 加盟国は、(1)(a)の規定を定める場合には、危険性の評価及び管理についての関連する国際文書を考慮に入れるべきである。

技術仕様

47 加盟国は、実行可能な限り及び漁業部門の事情に適する場合には、次に掲げる事項に対処すべきである。

(a) 漁船の堪航性及び安定性

- (b) 無線通信
- (c) 作業区域の温度、通風及び照明
- (d) 甲板の表面の滑りやすさの軽減
- (e) 機械の防護を含む機械類の安全
- (f) 新任の漁業者及び当該船舶に初めて乗船する漁業のオブザーバーのための船舶への精通
- (g) 個人用保護具
- (h) 消火及び救命
- (i) 船舶の積卸し
- (j) つり上げの装置
- (k) 投びょう及び係留の装置
- (l) 生活区域における安全及び健康
- (m) 作業区域における騒音及び振動
- (n) 人間工学（作業場の配置並びに手動によるつり上げ及び取扱いに関連するものを含む。）

- (o) 魚類及び海洋資源の採捕、取扱い、貯蔵及び加工のための装置及び手続
- (p) 職業上の安全及び健康に関連する船舶の設計、建造及び改造
- (q) 航行及び船舶の操作
- (r) 船舶内で使用する危険な資材
- (s) 港における漁船への出入りの安全な方法
- (t) 年少者のための安全及び健康に関する特別の要件
- (u) 疲労の防止
- (v) 安全及び健康に関連するその他の問題

48 権限のある機関は、漁船内の安全及び健康に関する技術上の基準に関連する法令その他の措置を定める場合には、国際食糧農業機関（FAO）、国際労働機関（ILO）及び国際海事機関（IMO）の漁船員及び漁船のための安全規約のA部の最新版を考慮に入れるべきである。

職業病の一覧表の作成

49 加盟国は、漁業部門における危険な物質又は状況にさらされることから生ずると認められる疾病の一覧

表を作成すべきである。

社会保障

50 加盟国は、すべての漁業者に対して社会保障による保護を漸進的に及ぼすため、次に掲げる事項に關し、最新の情報を維持すべきである。

(a) 対象となる漁業者の割合

(b) 起因する事故の範囲

(c) 給付の程度

51 条約の第三十四条の規定に基づいて保護される者は、給付の拒否又は給付の質若しくは量に関する不利な決定がある場合には、不服申立ての権利を有すべきである。

52 条約の第三十八条及び第三十九条に規定する保護は、給付事由が存続する間、支給すべきである。

第五部 その他の規定

53 権限のある機関は、条約の第四十三条2に規定する措置をとるため、検査官のために検査の方針を定めるべきである。

54 加盟国は、53に規定する方針に関する国際的に合意された指針の採択において、可能な限り最大限に、相互に協力すべきである。

55 加盟国は、その沿岸国としての資格において、その排他的経済水域における漁業のための許可書を与える場合には、漁船が条約の要件に適合することを求めることができる。当該許可書が沿岸国によって発給される場合には、これらの沿岸国は、関係する船舶が、権限のある機関又はその代理機関によって検査された旨及び条約に適合していることが認められた旨を記載する証明書その他の有効な文書を考慮に入れるべきである。